

2川こ保1第1343号
令和3年3月31日

認可保育所設置者・施設長様

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長

保育所における付加的な保育（有料プログラム）の提供に係る費用徴収について（通知）

日頃から、本市の保育行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、保育所における保育は、各保育所における保育の理念や目標に基づき、子どもや保護者の状況及び地域の実情等を踏まえて行われるものであり、各保育所の独自性や創意工夫が尊重されるものと考えています。

保育に当たっては、通常要する費用として保育所に支払う委託費（公定価格及び市加算運営費）の範囲内で行なうことが原則であり、また、保護者も保育料として委託費の一部を負担しているところです。

これまで保育所において提供される付加的な保育に要する費用については、利用者から実費を徴収しても差し支えないとしていましたが、平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度においては、利用者負担額（保育料）以外に保護者から徴収することができる費用のうち、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもの（=有料の付加的な保育）については、「実費徴収」ではなく「上乗せ徴収」と整理されたところです。

「上乗せ徴収」については、川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例（平成26年条例第36号）（以下「運営基準条例」という。）において規定されており、「上乗せ徴収」を行い付加的な保育（有料プログラム）を提供することについて、本市の考え方等を次のとおり整理しましたので、今後の保育の提供に際し御留意いただきますようお願いします。

なお、基本的な考え方については、令和3年4月以降、新たに実施される取組に対して適用するものとし、既に実施されている有料プログラムについては、改めて市への事前協議は必要ありませんが、プログラムの内容等について別途確認させていただく場合がありますので、御了承ください。ただし、保護者への説明や同意、保育体制については、今回お示した基本的な考え方則した対応をお願いいたします。また、今後、保護者等から市に相談や苦情があった場合には、本通知に沿った形で指導させていただくことになります。

（給付・指導担当）

電話 044-200-2662

メール 45hoiku@city.kawasaki.jp

1 保育の提供に当たり、保育料以外の費用を保護者から徴収し、付加的な保育（有料プログラム）として実施できるもの

（1）「上乗せ徴収」とは

運営基準条例第13条第3項に規定されており、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた職員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。徴収に当たっては、市への事前協議による承認と、書面による保護者の同意を得ることが必要となります。

（2）「上乗せ徴収」として有料プログラムを実施する場合の要件

保育事業の中で、「上乗せ徴収」により付加的な保育として実施するものは、次の点を全て満たしていることとします。

なお、保育所の外で実施する場合は、あらかじめ、サービスの提供事業者と協議の上、移動中も含めて、事故等があったときの対応や責任の所在等について明確にし、保護者にも示してください。

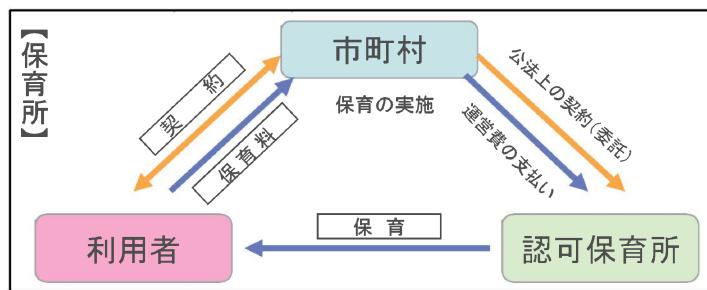
- ア 保育所保育指針の基本原則に則した内容で、かつ、指導計画に位置付けること。
- イ コアタイムに実施し、対象年齢児が原則全員参加すること。
- ウ 配置基準を満たした保育体制を確保すること。
- エ 保育所（又は保育所運営法人）と付加的なサービスの提供事業者が契約して実施すること。
- オ 事前に市に協議し、承認されること。

取組の内容や頻度、目的、徴収額、低所得世帯に対する配慮、現在実施している保育との関係性等について、市に事前に協議してください。また、必要に応じて保護者への説明状況等を確認します。

- カ 保護者に内容や費用の内訳等を説明し、文書による同意が得られていること。

（3）「上乗せ徴収」にかかる手続き

保育所の入所に当たっては、市が利用調整を行い、その保育を保育所に委託していることから、上乗せ徴収を行う場合、市への事前協議が必要となります（運営基準条例附則第2項）。また、保護者への説明と書面による同意が必要です（運営基準条例第13条第6項）。



ア 市への事前協議

実施を開始しようとする3か月前までに、ひな型を参考に上乗せ徴収事前協議書を作成し、次の参考資料を添えて、市に提出してください。なお、この段階では、保護者の同意を得る必要はありませんが、保護者への説明においていただいた意見等を市に報告してください。

- ・プログラムの内容が分かる資料
- ・重要事項説明書（案）
- ・指導計画（案）
- ・保護者への説明資料（案）
- ・保護者向けの説明資料及び同意書 等

イ 保護者の同意

市への事前協議により、市の承認が得られたものについては、重要事項説明書にプログラムの内容や徴収額を記載するとともに、別途保護者に対して、プログラムの実施の目的や内容、徴収予定額等を明示した文書を配布するなどして十分説明した上で、文書により保護者の同意を得てください（重要事項説明書への同意をもって、上乗せ徴収への同意とみなすことはできません）。

年度途中に実施する場合には、別途、保護者への事前説明、文書での同意を得るとともに、翌年度には必ず重要事項説明書を取り交わしてください。

ウ 市への報告

保護者の同意が得られた段階で、上乗せ徴収による有料プログラムを提供できるものとします。また、保護者の同意を得て事業を開始する旨を、市に連絡してください。保護者の同意書や事業の収支状況の写しを提出するなどの手続きはありませんが、保護者から有料プログラムの実施に関する相談や苦情があった場合は、状況を確認させていただきます。

(4) 徴収額の設定

保育所の入所に当たっては、市が利用調整を行っていることから、必ずしも保護者の希望どおりの施設に入所できません。また、生活保護世帯や市民税非

課税世帯等、経済状況が様々な家庭が保育所を利用しています。

このような状況を踏まえ、徴収金額の設定に当たっては、保護者の経済的状況により、子どもの有料プログラムへの参加が制限されることがないような額に設定してください。

徴収する項目や金額は、施設のホームページでの周知や施設見学の際に保育所から保護者へ事前に説明します。なお、徴収項目や金額が前年度の金額から変更になる時は、在園児の保護者へも必ず説明してください。

2 上乗せ徴収の要件に該当しない有料プログラム（習い事）の取扱い

一部の保育所において、希望者を対象としたスイミングスクールや英語教室等の有料プログラム（いわゆる「習い事」）を提供している状況がありますが、これら有料プログラムについては「上乗せ徴収」に該当しないため、重要事項説明書に記載しないでください。

なお、これら有料プログラムを提供する場合は、市との協議は不要ですが、以下の事項に留意してください。また、保護者等から相談や苦情があった場合には、市が助言・指導したり、実施について見直しをしていただく場合があります。

（1）「上乗せ徴収」には該当しない有料プログラムを提供する場合の留意事項

- ア 希望制とすること。
- イ 保護者とプログラム実施事業者との直接契約とすること。
- ウ 重要事項説明書に記載しないこと。ただし、別途、事前に保護者に内容や場所、時間等を説明し、プログラムに参加しない子どもの保護者も含めて理解を得た上で実施すること。
- エ 原則コアタイム以外の時間に実施すること。
- オ 保育時間中は市が保育を委託し、人件費も含めた委託費を給付していることから、プログラムに参加する児童、参加しない児童のそれぞれに対し、配置基準を満たした保育体制を確保し、適切に保育すること。
- カ 移動中も含めた安全管理（事故発生時の責任の所在等）について確認とともに、保護者に周知すること。